

## 福祉でまちづくり応援モデル事業実施規程

### (目的)

第1条 少子高齢化や過疎化の進行に伴い、地域の福祉力が低下するなか、地域住民が主体となり、住民自ら地域の福祉課題の解決に向けて取り組む活動団体を支援し、地域福祉活動の推進を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人丹波篠山市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の指定を受けた、まちづくり地区単位の活動団体（以下「活動団体」という。）とし、自治会長会及びまちづくり協議会とが協力して、実施するものとする。

2 活動団体は、補助期間終了後も事業の継続に努めなければならない。

3 この事業の目的を達成するため、社協は活動団体と緊密な連携を図り、事業の円滑な推進に努めなければならない。

### (対象活動)

第3条 この事業の対象活動は、地区福社会議において、まちづくり地区単位で協議された生活支援サービス体制整備にかかる活動で、次の各号に掲げる活動とする。

- (1) 地域交流活動
- (2) 見守り、声掛け及び訪問活動
- (3) 生活支援サービスの立上げにかかる活動
- (4) 地域ネットワークづくり活動
- (5) その他、社協の会長（以下「会長」という。）が必要と認めた活動

### (補助の期間及び回数)

第4条 この事業の補助期間は、前条の規定に基づく活動年度とし、1回限りとする。

### (補助金の額)

第5条 この事業を実施するため、活動団体へ活動にかかる総経費の半額を補助することとし、その上限を100,000円とする。

### (補助金の交付申請)

第6条 前条の規定による補助金の交付を受けようとする活動団体は、補助金交付申請書（様式第1号）、事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）を、会長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 会長は、前条の規定による補助金交付申請書等を審査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定する。

2 会長は、交付決定の内容を補助金交付決定通知書(様式第4号)により、活動団体に通知する。

(補助金の請求)

第8条 会長は、前条第2項の規定による交付決定を通知した活動団体から提出される補助金請求書(様式第5号)により、補助金を交付する。

(実績報告)

第9条 活動団体は、3月末日までにこの事業を完了し、1月以内に補助事業実績報告書(様式第6号)、事業報告書(様式第7号)及び収支決算書(様式第8号)を、会長に提出しなければならない。

(補助金の精算)

第10条 前条の規定による補助事業実績報告書等に基づき、第7条第1項により交付した補助金の精算を、補助金精算書(返還・追加交付)(様式第9号)により、速やかに行うこととする。

(補助金の返還)

第11条 会長は、9条の規定による補助事業実績報告書等に基づき、補助金の使途等が、第3条に規定する事業内容と著しく異なるときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。